

# 知事の所管に属する出資法人の情報公開の推進に関する要綱

(平成13年3月22日制定)

(平成19年4月1日改正)

(平成20年3月31日改正)

(平成22年3月31日改正)

(平成31年3月28日改正)

(令和4年3月25日改正)

## (趣旨)

第1条 この要綱は、静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号。以下「条例」という。）第31条第2項の規定に基づき、知事の所管に属する出資法人の情報公開の推進に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において「出資法人」とは、条例第31条第1項に規定する出資法人のうち、知事の所管に属するものをいう。

## (知事の責務)

第3条 知事は、出資法人が条例の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に努めるよう次に掲げる事項について指導するものとする。

(1) 出資法人が保有する文書を開示するために必要な制度の整備及び運用

(2) 出資法人が保有する情報を提供する施策

## (所管課の長の指導、助言等)

第4条 出資法人を所管する課（以下「所管課」という。）の長は、前条の規定に基づき、出資法人ができるだけ早い時期にその保有する文書を開示するために必要な制度を整備するよう、必要な指導又は助言を行うものとする。

2 所管課の長は、出資法人からその保有する文書の開示可否に関する意見を求められたときは、それに応ずるものとする。

3 所管課の長は、出資法人に対して文書開示に関する異議の申出があった場合であって、出資法人から協議を求められたときは、それに応ずるものとする。

4 所管課の長は、出資法人に対して文書開示に関する異議の申出があった場合で、必要があると認めるときは、異議の申出者、当該異議の申出に係る出資法人の役職員その他の関係者に対し、質問し、又は必要な書類の提出を求めることができるものとする。

## (実績の報告)

第5条 所管課の長は、毎年度の年度当初に前年度の出資法人の情報公開の実施状況を取りまとめ、法務課長へ報告するものとする。

## (出資法人の告示)

第6条 出資法人の名称等は、別に告示するものとする。

## 附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。